

平成 22 年 1 月 28 日

金融円滑化の円滑な実施に向けた態勢整備について

津 山 信 用 金 庫

当金庫は、平成 21 年 12 月 17 日に策定した「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

1. 平成 22 年 1 月 21 日付けにて、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を策定しております。
2. 金融円滑化を適切に管理するため、主管部署を審査管理部とし、担当理事を金融円滑化管理責任者に選任しております。
3. お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うために本部に「企業支援課」を設置しており、営業店と連携を図りながら取り組んでまいります。
4. お客様の事業価値を適切に見極める能力を向上させるため、当庫職員を「目利き研修」等に参加させております。
5. お客様からの貸し付け条件の変更等に関する苦情相談窓口を、本部及び営業店に設置しております。

以 上